

不動産登記申請書提出前のチェックリスト

建物滅失

申請書記載事項

- 申請人（所有者）の住所（又は氏名）は、登記簿に記載されている住所（又は氏名）と一致していますか

申請人の住所（又は氏名）に変更があった場合は、住所（又は氏名）が変更したことが確認できる証明書（住民票や戸籍等）を添付する必要があります。

所有者が死亡している場合は、相続人の1人からの登記申請が可能です。この場合、所有者が死亡していること及び所有者の相続人であることが確認できる証明書（戸籍等）を添付する必要があります。相続人（申請人）の住民票又は戸籍の附票も必要です。

- 建物の表示は正しく記載していますか

登記事項証明書（登記簿）の記載と一致していかなければなりません。登記事項証明書等をご確認のうえ、記載してください。なお、登記がされていない建物については、滅失の登記申請はできません。

- 連絡先の電話番号は記載しましたか

昼間に連絡が付く電話番号を記載してください。

添付書類

- 建物滅失証明書は添付していますか

建物を取り壊した業者からの証明書が必要です。また、証明書には取り壊した業者（個人の場合は個人の）印鑑証明書の添付が必要です。ただし、当該法人の会社法人等番号を申請書に記載することで、添付を省略することができます。

- 取り壊した業者（法人）の代表者の資格証明書の添付はありますか

取り壊した業者が法人の場合、代表者の資格証明書を添付する必要があります。ただし、当該法人の会社法人等番号を申請書に記載することで、添付を省略することができます。

- 登記簿上の所有者が死亡している場合、戸籍等は添付していますか

登記簿上の所有者が死亡している場合は、所有者が死亡した記載のある戸籍及び申請する人が所有者の相続人であることが確認できる戸籍、また、登記簿に記載されている所有者の住所と所有者の本籍のつながりを確認できる戸籍の附票等を添付してください。相続人（申請人）の住民票又は戸籍の附票も必要です。

- 代理権限証書（委任状）は作成しましたか

代理人による申請の場合、申請人から代理人への委任状を作成し、添付してください。

- 代理権限証書の日付は記載してありますか

代理権限証書には、委任した日付を記載してください。

- 申請書に記載した添付情報の書類は全てそろっていますか

申請書を提出される前に、再度ご確認ください。

添付書類は必ず原本を添付してください。

添付書類の原本の返却は必要ですか

添付書類の原本の返却が必要な場合は、その写しを作成し、写しに「原本に相違ありません。申請人（又は代理人）何某印」と記載し、原本と一緒に提出してください。登記完了後に添付書類の原本を返却いたします。

なお、上記手続をしていない書類は、申請後に原本を返却することはできません。

その他

返送用の封筒・切手は準備していますか

登記完了後、登記完了証やお返しする添付書類を郵送により交付することを希望するときは、返送用の封筒・切手を添付してください。

なお、返送は書留郵便（簡易書留・レターパックプラス600を含む）でのみ可能です。

申請書を提出する法務局は間違っていませんか

申請書は、不動産の所在地を管轄する法務局へ提出してください。